

尼崎市議会政務活動費の交付の手續等に関する規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例(平成13年尼崎市条例第33号。以下「条例」という。)第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第15条の規定に基づき、政務活動費の交付の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 会派等は、条例第3条前段の規定により交付決定を受けようとするときは、政務活動費交付申請書を議長を経て市長に提出しなければならない。

2 会派等は、条例第3条後段の規定により交付決定に係る政務活動費の額(第4項又は第5項の規定により市長が交付決定を変更したときは、その変更後の交付決定に係る政務活動費の額。以下「交付決定額」という。)の変更を求めて当該交付決定の変更を受けようとするときは、政務活動費交付決定変更申請書を議長を経て市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る交付決定をしたときは、当該申請をした会派等に政務活動費交付決定通知書を交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る交付決定を変更したときは、当該申請をした会派等に政務活動費交付決定変更通知書を交付するものとする。

5 市長は、会派等が交付決定額の全部又は一部に相当する額を市長に返還すべき場合(条例第11条の規定により返還すべき場合を除く。)において当該会派等に対してその返還を求めるとき及び交付決定額の全部又は一部を会派等に交付しないときは、その交付決定を変更し、これらの会派等に政務活動費交付決定変更通知書を交付するものとする。

(交付の請求)

第3条 会派等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、政務活動費交付請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第3項の規定による交付決定を受けたとき。

(2) 前条第4項の規定による交付決定の変更を受けたとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、上半期の分の政務活動費の交付を受けていた場合において、その年度
の下半期の分の政務活動費の交付を受けようとするとき。

(交付の時期)

第4条 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定による交付は、それぞれの交付について前条の規定による請求で適法なものがあつた日から3週間以内の市長が別に定める日に行うものとする。

(施行の細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が議長と協議して定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。